

6 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
募集・採用における制限の緩和・差別撤廃 （厚生労働省）	a 改正雇用対策法に基づく「指針」に関する指導の徹底を図るとともに、年齢上限の設定を認めている例外規定の妥当性を検討する。	適宜検討			<p>（厚生労働省）</p> <p>改正雇用対策法に基づく「指針」に関し、引き続きその積極的な周知・広報を図り、理解の徹底に努めることとし、公共職業安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を、平成17年度に30%にするという目標を、改正高齢法の効果もあり達成したため、新たに平成19年度までに50%とする目標を設定し、その達成を目指して着実な取組を展開しているところである。</p> <p>また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号。平成16年6月11日公布）により、事業主が労働者の募集・採用にあたって、やむを得ない理由により年齢制限（65歳未満のものに限る。）を行う場合には、その理由の明示を求めるとともに、理由の明示に関して必要があると認められるときは、事業主に対して報告徴収、助言、指導、勧告を行うこととした。（平成16年12月1日施行）</p>	
（厚生労働省、法務省）	e 採用または労働条件その他労働関係に関する事項について、人種・信条・社会的身分等を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めた「人権擁護法案」が国会に提出されているところであるが、成立後におけるその円滑な施行を図る。 （第154回国会に關係法案提出）	結論（法案提出）	法案成立後、公布及び措置（平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間で政令で定める日より）		<p>（厚生労働省、法務省）</p> <p>人権擁護法案は、平成14年3月に第154回国会に提出され、平成15年10月の衆議院の解散に伴い廃案となったが、現在、早期の再提出を目指し検討しているところである。</p>	

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
社会保険制度改革等 (厚生労働省)	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	検討 (平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて検討)				<p>(厚生労働省)</p> <p>年金改革に向けて議論を行ってきた社会保障審議会年金部会において、平成15年9月にその検討の結果をとりまとめた「年金制度改革に関する意見」が発表されたが、その中において、「働き方の多様化への対応、短時間労働者自身の年金保障の充実」等の観点から、「基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行うべきである。」とされている。</p> <p>平成15年11月に、厚生労働省において、次期年金制度改革の案として「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)」を取りまとめたが、その中でも「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図る。その際、経過措置等一定の配慮を行う」としており、その後の各方面での議論の参考とされた。</p> <p>平成16年6月5日に、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)」が成立し、同法附則第3条第3項において、短時間労働者への厚生年金の適用について、「法律の施行後5年を目途として」検討することとされている。</p> <p>なお、医療保険については、年金保険の議論を踏まえ検討することとしている。</p>	
(内閣官房、総務省) 【人事院】	f 女性の就業意欲の阻害要因と考えられる配偶者手当などの制度については、民間部門における手当廃止や見直しの動きに後れることなく、公務員についても、今後男女共同参画の観点から同様に見直す。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。) 【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成14年法律第106号)】		一部措置 済	速やかに 検討	<p>(内閣官房)</p> <p>公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)を踏まえ、検討することとしている。</p> <p>(総務省)</p> <p>・扶養手当について、配偶者に係る支給月額を14,000円から13,500円に引き下げるとの人事院勧告(平成15年8月8日)を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)により、人事院勧告どおりの改定を実施(平成15年11月</p>		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					1日施行） ・地方公務員については、国の措置を踏まえ適切に対処するよう要請（地方公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成15年9月16日総務事務次官通知）（人事院） 民間の事業所における家族手当の廃止及び見直し状況等を調査（平成16年職種別民間給与実態調査）	

オ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
地方公共団体における一般職の任期付研究員、任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃（総務省）	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。			措置	（総務省） 公務員制度改革大綱に基づく国家公務員制度改革については、内閣官房において検討が進められているところである。	